

(別紙1)

## Instagramを活用したプロモーション管理運用業務委託 仕様書

### 1 件名

Instagramを活用したプロモーション管理運用業務委託

### 2 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

### 3 履行場所

区指定の場所

### 4 業務目的

シティプロモーションの一環として、Instagramを通じて江東区の人や地域の魅力を発掘し、且つ、学生や若い世代が共感できる画像・動画を発信するとともに、「江東区のファン」となるフォロワーを獲得することを目的とする。

### 5 業務内容

Instagramを通じて、区の魅力の発信や学生が投稿する記事のフォローに係る企画・取材・編集・管理等の業務全般を行う。また、フォロワー数や閲覧数を増やす取り組みとしてInstagramを活用したキャンペーン・イベント等を企画・実施する。

#### (1) 業務の基本方針

シティプロモーションに資する（人・食・歴史・文化・観光・スポーツ・橋・公園等）情報の中で、江東区を訪れたいと思わせるコンテンツや「江東区いいね!」と思ってもらえる閲覧数を増やすコンテンツ又は「江東区のファン」となるフォロワーを増やすコンテンツを、発掘・発信する。

また、区内の高校生や大学生等の若年層を活用し、同年代に刺さるコンテンツを作成し、学生の視点を通して、区の魅力をPRする。

#### (2) 調達の範囲

##### ア 業務の詳細

##### ① 投稿プロデュース関連業務

・初期設計、投稿方針、KPI設定、及び投稿計画（月間及び年間）の策定

- ・投稿促進及びフォロワー数や閲覧数を増やすためのプロモーション企画・立案・実施、リポスト支援
  - ・Instagramの投稿管理、効果測定
- ② Instagram投稿作成関連業務
- ・投稿に関する企画、取材先の調整（学生記事含む）、取材、画像・動画の撮影、編集、投稿作成、投稿(月4本程度)
  - ・投稿素材作成、投稿技術支援・投稿内容への助言
  - ・その他、区からの依頼に応じた投稿
- ③ 学生投稿に関する業務
- 区内学生が行う投稿に関する取材、画像・動画の撮影、編集、投稿作成、投稿(月1本程度)、その他の工程についてフォローし、円滑な投稿が継続できるようにすること。
- ④ キャンペーンやイベント等企画・実施業務
- キャンペーンやイベント等を用いて区公式アカウントを周知するとともに、フォロワー数や閲覧数を増やし、目的を達成する。
- キャンペーンやイベント等の実施には、有名人・著名人とコラボした企画を必須とする。
- また、広告配信等の誘引策の実施も可能とする。ただし、広告に要する経費は、全て当初の契約金額に含むものとする。
- ⑤ 業務実施報告関連業務
- 以下の項目について、月次で報告書を作成、定例会を実施して報告を行うこと。ただし、両者の合意のもと、オンラインでの開催や書面での報告に代えることができるものとする。
- また、年度末には、年間の業務報告書を提出すること。
- ・投稿件数
  - ・フォロワー数や閲覧数（月毎の国・地域の割合、月毎の推移）
  - ・「いいね！」数（月毎の推移）
  - ・コメント数（月毎の推移）及び主な内容と傾向
  - ・広告のセグメント、リーチ数、エンゲージ数
  - ・広告費の内訳（国内、海外）
  - ・フォロワー獲得や閲覧数を増やす施策の実績、効果、分析、評価（年度末のみ）
- ⑥ 閲覧者からの問い合わせ・トラブル時のサポート業務
- アカウント設定や復旧業務等の対応や、通信関連等のサポートを行い、区の情報発信が継続できるようにすること。
- アカウント閲覧者からの問い合わせや苦情等が発生した場合、アカウン

トの乗っ取りや炎上等のトラブルや事故が発生した場合等には、適切な対応を行うとともに速やかに区に報告すること。

⑦ 業務にあたっての注意事項

- ・江東区観光協会公式 Instagram と棲み分けするため、シティプロモーションに資する江東区の魅力を発掘・発信する投稿とすること。  
また、キャンペーンやイベント等を実施する際には、「魅力百様、江東区。Instagram フォトコンテスト」とは異なる施策等とすること。
- ・区公式アカウントは、原則、区の告知用の情報発信はしない。  
ただし、区のイベント等を周知する場合は、ストーリーズで行うこととするため、投稿にあたっての支援をすること。
- ・コメント欄の利用の有無については、区と協議の上、決定することとする。

イ 業務にあたっての遵守事項

- ① 受託者は、適正な人員を配置し、本業務の履行に支障が出ないようにすること。また、受託者は、同様の業務を受託し投稿記事の作成等を行ったことがある経験豊富な人材を本業務に従事させること。また、その者が業務を行うことについて予め区の了承を得ること。
- ② 受託者は、投稿方針及び投稿計画を作成することとし、作成にあたっては区と十分な協議を行うこと。
- ③ 受託者は、投稿にあたっては、Instagram の利用規約を遵守するものとし、区が別途定める要領等に沿った投稿を行うこと。
- ④ 受託者は、投稿にあたっては、十分な下調べをし、投稿する画像や動画等が投稿方針に沿ったものであるか、又はその内容自体が正しいものとなっているか、或いは画像動画等が区から発信される内容として適切なものかを常に確認し投稿を行うこと。
- ⑤ 受託者は、投稿内容について予め区と協議を行い、了承を得ること。
- ⑥ 受託者は、⑤で了承が得られた投稿に際し、取材を行う場合は、事前に対象者又は該当施設の管理者等に投稿の趣旨や使用用途を伝えて、了承を得ること。
- ⑦ 受託者は、区と決定した投稿ルールのほか、前回投稿した内容を参照するなどして、投稿記事の適正化を図ること。

6 月次報告書及び年次報告書の提出

受託者は業務に係る月次報告書及び年次報告書を作成し、提出すること。

## 7 支払い方法

検査合格後、受託者の請求により一括で支払う。

## 8 業務目標

3,000人以上のフォロワー獲得又は100万人にリーチする、いずれかの達成を目指すこと。期間中は達成に向けた施策を講じること。

## 9 その他の提案

専門的な立場から、諸外国・企業・他自治体事例や今後の技術革新を見据え、本業務の費用範囲内で効果的な提案がある場合は、積極的に提案すること。

## 10 区との調整

受託者は、業務の遂行にあたり、区の指定する場所等において、定期的な協議を行い、業務の履行に支障がでないようにすること。

### 11 著作権等

(1) 本業務に使用する目的で撮影した画像や動画等の著作権は、当該投稿での使用の有無に関わらず、すべて区に帰属するものとする。また、区が他の媒体等にそれらを使用する必要があると認めた場合は、著作者及び受託者の同意なく使用できるものとする。

(2) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は受託者が負うものとする。

### 12 データ等の納品

受託者は、投稿にあたり撮影した画像・動画のほか、投稿文のテキストを区が指定する仕様及び方法で当該投稿月の終わりにまとめて納品すること。

### 13 機密保持

(1) 受託者は、本業務を履行するにあたり、区から取得した資料（電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。）を含め、業務上知り得た事項を第三者に開示、又は本業務に係る作業以外の目的で利用しないものとする。

(2) 受託者は、区の許可なく、取り扱う情報を指定された場所から持ち出し、或いは複製しないものとする。

(3) 受託者は、本業務に係る作業に関与した受託者の職員が異動した後においても、機密が保持される措置を講じるものとする。本件業務の終了後も同様とする。

(4) 受託者は、委託業務完了後は、区の指示により、保管するものを除き、区から取得した資料（電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。）を含め、業務上知り得た事項を使用不能な状態に処分しなければならない。また処分後は、区に文書で報告を行うこと。

(5) 受託者は、本業務の履行にあたり、「江東区情報セキュリティポリシー遵守事項」を遵守すること。

#### 1 4 個人情報の保護

(1) 受託者は、受託者の責任において、民法、刑法、著作権法、不正アクセス禁止法及び個人情報の保護に関する法律等の規定を遵守するとともに、細心の注意をもって個人情報の管理にあたること。

(2) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、江東区個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則及び個人情報の取扱いに関する特記条項（別紙3）を遵守しなければならない。また、本委託により利用する外部サービスが別紙4「外部サービスの利用におけるセキュリティ要件」に示すセキュリティ要件を満たしていること。

(3) 受託者は、データや資料の管理にあたり、漏えい、滅失、き損及び改ざんを未然に防止するために必要な措置を講じること。

#### 1 5 セキュリティ対策

次のとおり管理体制を徹底し、トラブルが発生した場合はただちに適切な処理を施すとともに速やかに区に報告すること。

(1) アカウントの管理については、24 時間 365 日の体制で適切に管理すること。

(2) ログインパスワードについては、定期的に変更し乗っ取り等の対策をすること。

(3) 使用端末は限定し、ウイルス感染、個人情報の流出等に対し万全を期すること。

#### 1.6 契約不適合責任

検査時に仕様書との不一致が見られた場合は、区と協議の上、受託者は無償で是正措置を実施すること。

#### 1.7 その他

(1) 受託者は、不測の事態が発生した場合、または本業務の履行ができない状態となった場合には、必ず区に連絡し対応を協議すること。

(2) 受託者は、本業務の全部又は主要な部分を第三者に委託してはならない。業務の一部を第三者に委託する場合は、委託する業務の範囲、委託先その他必要な事項について、予め書面により区に申し出て、区の承諾を受けること。また区の承諾を受けて本業務の一部を第三者に委託する場合は、全て受託者の責任において行うものとし、本業務に関して受託者が委託する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、全て受託者の責めに帰すべき事由とみなして、受託者が負担するものとする。

(3) 本仕様書に疑義が生じた場合、定めのない事項、又は本業務の詳細、或いは仕様の変更等については、区と受託者が協議の上、決定すること。

(4) 受託者は、本業務の履行において、第三者又は区に損害を生じさせた場合は、受託者がその損害を賠償すること。

(5) 受託者は、年度の切り替えに伴う業務の引き継ぎがあった場合は、できる限り業務に支障がでないよう協力をすること。

#### 1.8 連絡先

江東区政策経営部広報広聴課シティプロモーション推進係

担当 篠崎・高瀬

〒135-8383 東京都江東区東陽4-11-28

TEL：03-3647-9025

メール：koto-cp@city.koto.lg.jp